

事例No.	3309
公表年度	R6
団体の属性	指定都市
団体名	神奈川県相模原市

事例区分	行政改革
------	------

タグ	<ul style="list-style-type: none">・新たな政策手法の確立・活用・EBPM
----	--

事例種類	GX
------	----

事例内容・タイトル

中小規模事業者に向けた省エネ設備等導入支援による市内事業者の自主的な省エネ対策促進

出典

地方自治研究機構 先進事例調査研究（令和6年度）

中小規模事業者に向けた省エネ設備等導入支援による 市内事業者の自主的な省エネ対策促進

取組のあらまし

取組団体 神奈川県相模原市

取組内容 「地球温暖化対策計画書制度」を中心とした「省エネアドバイザー派遣事業」、
「中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」をあわせた取組や「環境経営をめざす中小事業者向けの支援」を展開し、中小規模事業者の省エネ対策の取組を包括的に支援する取組

推進体制 7名（令和6年度）

予算等 81,863千円（令和6年度）

1 神奈川県相模原市の概要

人口 71万7,861人 令和6年1月1日現在（住民基本台帳人口）

職員数 3,391人 令和6年4月1日現在（一般行政部門）

総面積 328.91km² 令和6年1月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

図表 1 神奈川県相模原市の位置図



出所：相模原市ホームページ

2 取組の背景・目的

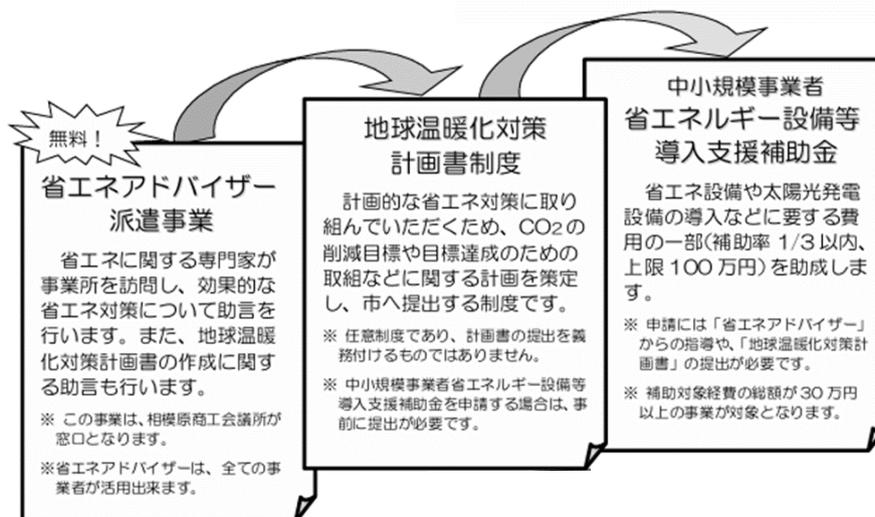
相模原市では、1999年4月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」を受け、2004年4月に「相模原市地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に取り組んできた。その後、2008年6月改正の「地球温暖化対策推進法（温対法）」を踏まえ、2013年4月に「相模原市地球温暖化対策推進条例」を施行した。2020年9月には「さがみはら気候非常事態宣言」を表明し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明した。その後、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を示すために、相模原市地球温暖化対策推進条例を「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」に改正し、2023年4月に施行した。

中小規模事業者省エネルギー設備導入支援事業は、その具体化に向けた方策として、市内の事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減と、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進することを目的として、市内事業者の約9割を占める中小規模事業者の計画的かつ自主的な省エネルギー対策等を支援するための事業である。

同事業の開始当初（2013年度）は、現在と比べると多くの中小規模事業者にとって地球温暖化対策や脱炭素への優先度が低く、独自で地球温暖化対策に向けた計画書を作成するのはかなりハードルが高い状況にあった。取組に対する参加率を高めるために、省エネアドバイザー派遣制度や補助金制度などを組み合わせて実施することで、計画書制度への参加にインセンティブを設ける誘導策が導入された。

同事業は、上記条例に基づく「地球温暖化対策計画書制度」を中心に、「省エネアドバイザー派遣事業」、「中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」を合わせた3つの取組から構成されており、中小規模事業者は地球温暖化対策計画書を提出することで、無料の省エネ診断や省エネルギー設備等への補助金を得ることができる。

図表 2 中小規模事業者省エネルギー対策支援事業の概要



出所：相模原市

3 取組内容

(1) 省エネアドバイザー派遣事業

省エネに関する専門家を事業所に無料で派遣し、効果的な省エネ対策の実施や地球温暖化対策計画書の作成に関するアドバイスなどを行う。省エネアドバイザー派遣事業については、単独でも実施しており、地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の提出は必須とされていない。

省エネアドバイザー派遣は日常的に市内事業者を支援している相模原商工会議所が窓口となり、派遣対象は中小企業診断士・エネルギー管理士等である。中小規模事業者はアドバイザーに、省エネ診断、レポート作成、書類提出までのサポートを行なってもらえる。計画書の新規提出は例年 15 件ほどである。

中小規模事業者にとっては、省エネアドバイザーの派遣を受けて客観的に自分の会社が二酸化炭素をどれくらい排出しているかを定量的に確認することができる。また、実際に計画書を作る過程を経る（エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の両方を記載してもらう）ことで、省エネ仕様の設備に替えた場合に、具体的にどの程度の効果があるかを定量的に認識することができるため、事業者側の実施意欲を高めることが期待される。そのほか、いずれは実施することになる照明器具の交換や省エネ設備や再エネの導入などの設備更新に対して補助金を得ることができるなどのメリットがある。市にとっては、単に温暖化対策に取り組む事業者が増えるだけでなく、個々の事業者の二酸化炭素排出状況や自家消費型の太陽光パネルなどの設備導入量の状況など、報告を通して定量的に把握できるというメリットがある。

(2) 地球温暖化対策計画書制度

「地球温暖化対策計画書」は、中小規模事業者が策定する温室効果ガスの削減目標や目標達成のための取組などに関する計画であり、同計画書を提出することが省エネルギー施設導入支援補助を受けるための要件となっている。

計画書の策定にあたっては、省エネ法や県条例と同じく使用されたエネルギーを原油や二酸化炭素に換算する手法を用いており、事業者が使用する全てのエネルギー（電力・ガス・軽油・重油など）を把握し、その削減に向けた目標や取組を設定する。

策定された計画書は、作成した事業者の地球温暖化対策に関する積極的な取組を幅広く周知するため、市ホームページ等で概要が公表されており、事業者は広報面でのメリットを享受できる。

2021 年度から 2023 年度までの 3 年間の策定企業数は 51 社に達している。業種別にみると、製造業が 20 社と多く、次いで建設業 5 社、医療、福祉 5 社と続いており、製造業を中心に多様な業種に取組が広がっていることがわかる。

(3) 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金は、「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」に規定する「地球温暖化対策計画書」を市へ提出し、この計画に基づき省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備を市内事業者へ導入する中小規模事業者に対して、導入費用の一部を補助する制度である。補助額の上限は100万円（補助率3分の1以内）であり、太陽光発電設備・蓄電池については、別途特例措置がある。

補助にあたっては、市へ提出した「地球温暖化対策計画書」において計画されている設備の導入であることと、過去3年以内に省エネアドバイザーの派遣を受け、設置効果が認められた設備の導入であることが要件となっている。

2021年時点では、補助金の申請は例年20件程度とのことである。

図表 3 補助対象設備

省エネルギー設備	再生可能エネルギー利用設備
<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率空調設備 ● 高効率照明設備 ● 高効率給湯設備 ● 高効率ボイラー設備 ● 業務用冷凍冷蔵設備（ショーケースを含む） ● 交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプ単体） ● 変圧器 ● ガスコージェネレーションシステム ● エネルギー管理システム ● 建築物断熱工事 ● 蓄電池 	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備 ● 太陽熱利用設備 ● その他の再生可能エネルギー利用設備

出所：相模原市ホームページ

(4) 環境経営をめざす中小事業者向けの支援

中小規模事業者による脱炭素に向けた取組を促進するため、エコアクション21（以下「EA21」という。）の認証・登録を取得した中小規模事業者に対し、各種補助等を実施している。

ア エコアクション21 相模原セミナー

EA21の認証・登録に向けて、構築・運用・維持方法を指導、サポートする、無料の勉強会プログラム。

イ エコアクション21 認証取得支援補助金

EA21の認証・登録を取得するために要した審査費用（交通費・宿泊費を除く。）及び認証・登録費用について、最大で25万円まで補助するもの。

ウ エコアクション21 設備導入支援補助金

EA21の認証・登録を取得した中小規模事業者に対し、市内に所在する事業所内の設備を省エネルギー設備に更新するために要する経費について、補助金の対象経費の3分の1以下の額で、100万円を上限として補助するもの。

エ 相模原市中小企業融資制度（設備導入促進特別資金）

中小企業者のみなさまが市内での事業活動に必要な資金を低利率で調達できる制度。前述の「地球温暖化対策計画書」の提出や EA21 の認証を受けることで、設備導入にかかる資金を、より低利で調達することができる。

4 成果・課題

(1) 取組の成果

2013～2022 年の累積の二酸化炭素排出量の削減効果（過去実績値と現行の計画値を含む）は、1,538 トン程度となっている。

補助制度の利用によって事業者が積極的に省エネルギー機器を導入し、CO2 排出量削減に成功した事例が多数あり、二酸化炭素排出量の削減に寄与したと考えられる。また、設備導入によりエネルギーコスト削減が実現し、事業者の経済的負担も軽減されている。さらに、補助制度のプロモーションによって、多くの事業者がエコ意識を高め、省エネルギーに向けた行動を取るようになってきている。

(2) 今後の課題

課題としては、より多くの中小規模事業者に制度を利用してもらうため、周知方法の検討が必要だと考えられる。また、小規模事業者にとって、補助金の利用条件や設備導入のための初期費用がハードルになるケースがある。そのため、2023 年度より、太陽光発電設備や蓄電池などの再エネ設備の導入に対して特例制度を設け、利用者の拡大を目指している。

関連・参考資料

相模原市ホームページ「事業者の省エネルギー対策」

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1015725/1008078.html>

相模原市ホームページ「環境経営をめざす中小事業者向けの支援」

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1015725/1008079.html>

GX DiG「自治体に求められる GX とは：GX に取り組む地方自治体の事例も紹介」

<https://green-transformation.jp/media/decarbonization/003/>